

令和6年9月

射水市議会定例会議案

目 次

- 議案第 6 0 号 令和 6 年度射水市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 6 1 号 令和 6 年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 2 号 令和 6 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 議案第 6 3 号 令和 6 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 4 号 令和 6 年度射水市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 5 号 令和 6 年度射水市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 6 号 令和 6 年度射水市病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 7 号 射水市市税条例の一部改正について
- 議案第 6 8 号 射水市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第 6 9 号 射水市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 7 0 号 射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第 7 1 号 射水市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第 7 2 号 字の区域の変更及び廃止について
- 議案第 7 3 号 動産の取得について
- 議案第 7 4 号 動産の取得について
- 議案第 7 5 号 射水市フットボールセンター災害復旧工事請負契約について
- 議案第 7 6 号 令和 5 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 議案第 7 7 号 令和 5 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 報告第 1 2 号 専決処分の報告について
- 報告第 1 3 号 令和 5 年度射水市健全化判断比率の報告について
- 報告第 1 4 号 令和 5 年度射水市資金不足比率の報告について
- 認定第 1 号 令和 5 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 令和 5 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 令和 5 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 4 号 令和 5 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和 5 年度射水市水道事業会計決算認定について
- 認定第 6 号 令和 5 年度射水市下水道事業会計決算認定について
- 認定第 7 号 令和 5 年度射水市病院事業会計決算認定について

議案第 67 号

射水市市税条例の一部改正について

射水市市税条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 8 月 30 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市市税条例の一部を改正する条例

射水市市税条例（平成 17 年射水市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 56 条中「第 64 条第 4 項」を「第 152 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 68 号

射水市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

射水市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 8 月 30 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

射水市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年射水市条例第 135 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 16 条」を「第 16 条・第 17 条」に改める。

第 16 条を第 17 条とし、第 5 章中同条の前に次の 1 条を加える。

（射水市災害弔慰金等支給審査委員会）

第 16 条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を審議するため、射水市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 前項に定めるもののほか、委員会の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 69 号

射水市国民健康保険条例の一部改正について

射水市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 8 月 30 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市国民健康保険条例の一部を改正する条例

射水市国民健康保険条例（平成 17 年射水市条例第 154 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により、被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第 70 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 8 月 30 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

射水市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年射水市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の 1 の項を次のように改める。

1 市長	射水市子ども医療費助成に関する条例による子どもの医療費助成に関する事務	住民票関係情報
		医療保険給付関係情報

別表 2 の 3 の項を次のように改める。

3 市長	射水市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例による	地方税関係情報
		住民票関係情報

	ひとり親等の医療費助成に関する事務	医療保険給付関係情報
--	-------------------	------------

別表２の７の項を次のように改める。

7 市長	射水市重度心身障害者等医療費助成に関する条例による重度心身障害者等の医療費助成に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
		医療保険給付関係情報

別表２の２４の項を次のように改める。

24 市長	射水市妊産婦医療費助成に関する条例による妊産婦の医療費助成に関する事務	地方税関係情報
		住民票関係情報
		医療保険給付関係情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 1 号

射水市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

射水市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 6 年 8 月 3 0 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

射水市病院事業の設置等に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 5 6 号）

の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(15) リハビリテーション科

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第72号

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を別紙のとおり変更し、及び廃止する。

なお、その効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による射水市本開発地区土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日から生ずるものとする。

令和6年8月30日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別 紙)

1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「本開発」に編入する区域		
	大字名	字名	地 番
射水市	今井		9の1の一部、10～15の各一部
	新開発		358の3の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「新開発」に編入する区域		
	大字名	字名	地 番
射水市	本開発	石田	1080、1084、1085、1091、 1094の2、1094の4、1095の2 の各一部、1095の5、1096の2の一 部、1096の4、1098の2の一部、1 098の4の一部
	本開発	下ノ田	1333の3の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「今井」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
射水市	本開発	石田	795の2、797の2、797の7、1094の2、1094の4、1090の各一部
	新開発		190の1、190の2、191の1の一部、191の2の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
射水市	本開発	下ノ田	1100～1102、1103の1、1103の2、1104の1、1104の2、1105、1106、1107の1、1107の2、1108、1109、1110の1、1110の2、1111、1112、1113の1、1113の2、1114～1142、1143の2、1144の2、1151の6～1151の9、1331の1、1333の1、1333の3の一部、1338、1341の1、1341の3、1342の1、1342の3、1343の1、1343の3、1344の1、1344の3、1345の1、1345の3、1346の1、1346の3、1347の1、1347の3、1348の1、1348の3、1351の1、1351の3、1352の1、1352の3、1355の1、1355の3、1356の1、1356の3、1359の1、1359の3、1360の1、1360の2、1360の5、1360の6、1362の1～1362の4、1363、1364、1365の1、1365の3、13

			<p>66の1、1366の3、1367、1368、1369の1、1369の3、1371の1～1371の4、1372の1、1372の2、1373の1、1373の2、1373の5、1373の6、1374の1、1374の3</p>
	本開発	石田	<p>795の2の一部、797の2の一部、797の7の一部、800の1、800の3、808、815、816の1、818の1、820の1、822の1、823の1、823の2、824の1、824の2、825の1、825の2、826～848、849の1、850の1、851～854、855の1、856～858、859の1、860～862、863の1、864の1、865、866、867の1、868の1、869、870、871の1、872の1、874、875、876の1、877の1、877の2、878の1、878の2、879～883、884の1、885の2、886、887の1、888の1、888の2、889～896、898～900、901の1、902の1、902の3、903の1、1049の2、1051の1、1052、1053の2、1</p>

			<p>056、1057の1～1057の4、1058、1059、1060の1～1060の3、1061の1～1061の3、1062の1～1062の3、1063の1～1063の5、1064、1065の1～1065の3、1066の1、1066の2、1067、1068の1～1068の3、1069、1070の1～1070の3、1071、1072の1～1072の5、1073～1079、1080の一部、1081～1083、1084の一部、1085の一部、1086～1088、1089の1、1089の2、1090の一部、1091の一部、1092、1093、1094の1、1094の2の一部、1094の3、1095の1、1095の2の一部、1095の3、1095の4、1095の6、1096の1、1096の2の一部、1096の3、1097の1、1097の2、1098の1、1098の2の一部、1098の3、1098の4の一部、1099の1、1099の2</p>
	本開発	前田	<p>743の2、743の4、748の1、748の3、752の1、752の3、754の2、754の4</p>

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

議案第 7 3 号

動産の取得について

凍結防止剤散布車の購入について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 名 称 | 凍結防止剤散布車 |
| 2 | 数 量 | 2 台 |
| 3 | 取得の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 4 | 取得価格 | 4 3, 1 2 0, 0 0 0 円
(うち消費税等 3, 9 2 0, 0 0 0 円) |
| 5 | 契約の相手方 | 富山市下富居二丁目 1 3 番 8 1 号
株式会社三越
代表取締役社長 佐々木 智章 |

令和 6 年 8 月 3 0 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 74 号

動産の取得について

消防ポンプ自動車（CD-I 型）の購入について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 名 称 | 消防ポンプ自動車（CD-I 型） |
| 2 | 数 量 | 1 台 |
| 3 | 取得の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 4 | 取得価格 | 20,680,000 円
(うち消費税等 1,880,000 円) |
| 5 | 契約の相手方 | 富山市牛島新町 4 番 10 号
株式会社モリタ富山営業所
所長 土居 典生 |

令和 6 年 8 月 30 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第75号

射水市フットボールセンター災害復旧工事請負契約について

令和6年8月9日に制限付き一般競争入札に付した射水市フットボールセンター災害復旧工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年射水市条例第50号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 射水市フットボールセンター災害復旧工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 530,200,000円
(うち消費税等48,200,000円)
- 4 契約の相手方 佐藤工業・牧田組・四方組射水市フットボールセンター
災害復旧工事共同企業体
代表者 富山市桜木町1番11号
佐藤工業株式会社北陸支店
常務執行役員支店長 川島 康広
構成員 射水市庄西町一丁目18番33号
株式会社牧田組
代表取締役社長 牧田 和樹
構成員 射水市作道685番地2
株式会社四方組
代表取締役 井坂 理恵子

令和6年8月30日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 76 号

令和 5 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により、令和 5 年度射水市水道事業会計未処分利益剰余金 522,870,323 円のうち 259,000,000 円を資本金に組み入れるとともに、263,000,000 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和 6 年 8 月 30 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 77 号

令和 5 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により、令和 5 年度射水市下水道事業会計未処分利益剰余金 794,910,932 円のうち 441,327,345 円を資本金に組み入れるとともに、353,000,000 円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする。

令和 6 年 8 月 30 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 1 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 8 月 3 0 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
1 1	令和 6 年 5 月 2 1 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 5 0 パーセント 相手方 5 0 パーセント 損害賠償額 市 4 , 4 0 0 円 相手方 4 , 4 0 0 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住 1 名 3 事由 市道雑木による車両破損事故 発生日 令和 6 年 3 月 2 5 日 場 所 射水市奈呉の江地内
1 2	令和 6 年 6 月 5 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 1 0 パーセント 相手方 9 0 パーセント 損害賠償額 市 3 6 , 8 2 9 円 相手方 3 6 2 , 1 7 2 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市内 1 法人 3 事由 公用車と相手方車両の接触等事故 発生日 令和 5 年 1 2 月 2 2 日 場 所 射水市八塚地内

専決処分 番号	専決処分年月日	専決処分の内容
13	令和6年5月28日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 78,100円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和5年12月23日 場 所 射水市庄西町一丁目地内
14	令和6年6月4日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 570,187円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市内1法人 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和5年12月23日 場 所 射水市本江地内
15	令和6年6月27日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 55,660円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 刈払機での除草作業に伴う飛び石による 車両破損事故 発生日 令和6年6月6日 場 所 射水市立小杉小学校
16	令和6年7月25日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 107,745円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 消防ポンプ自動車による車両破損事故 発生日 令和6年6月16日 場 所 射水市島地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
17	令和6年5月15日	<p>1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 60パーセント 相手方 40パーセント 損害賠償額 市 26,730円 相手方 17,820円</p> <p>2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名</p> <p>3 事由 市道舗装穴による車両破損事故 発生日 令和6年4月1日 場 所 射水市大江地内</p>
18	令和6年8月9日	<p>1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 124,509円</p> <p>2 和解及び損害賠償の相手方 射水市外在住1名</p> <p>3 事由 刈払機での除草作業に伴う飛び石による 車両破損事故 発生日 令和6年6月19日 場 所 射水市立大島小学校</p>

報告第13号

令和5年度射水市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年8月30日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	9.3	61.7
(12.02)	(17.02)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載
- 2 括弧内は、本市の早期健全化基準

報告第14号

令和5年度射水市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年8月30日 提出

射水市長 夏野元志

記

資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率（％）
水道事業会計	資金不足額なし
下水道事業会計	資金不足額なし
病院事業会計	資金不足額なし

備考 上記、いずれの会計も経営健全化基準は、20.0%

(別 紙)

射 監 第 80 号
令和6年8月28日

射水市長 夏 野 元 志 殿

射水市監査委員 村 上 欽 哉

射水市監査委員 折 橋 清 弘

射水市監査委員 中 川 一 夫

令和5年度射水市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出
について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類をそれぞれ審査した結果について、次のとおり意見を提出します。

令和5年度射水市健全化判断比率の審査意見

1 審査の対象

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年7月19日から令和6年8月19日まで

3 審査の方法

市長から提出された令和5年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	12.02
連結実質赤字比率	—	17.02
実質公債費比率	9.3	25.0
将来負担比率	61.7	350.0

(注)「—」の表示は、赤字がないことを表している。

5 審査の意見

令和5年度の健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも前年度に続き赤字は発生しておらず、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

また、実質公債費比率は9.3%で前年度(9.2%)に比べ0.1ポイント高くなっており、将来負担比率は61.7%で前年度(67.0%)に比べ5.3ポイント低くなっており、いずれも早期健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

今後とも、各比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、引き続き健全な財政運営に努められたい。

令和5年度射水市資金不足比率の審査意見

1 審査の対象

令和5年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和6年6月17日から令和6年8月19日まで

3 審査の方法

市長から審査に付された令和5年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

資金不足比率

(単位：%)

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

(注)「—」の表示は、資金不足がないことを表している。

5 審査の意見

令和5年度も対象の公営企業3会計すべてにおいて資金不足額が発生しておらず、経営健全化基準と比較すると良好な状態にあると認められる。

今後、ますます厳しい経営状況になることが見込まれることから、引き続き、資金不足比率の算定の基礎となる数値の推移に留意し、健全な財政運営に努められたい。

認定第 1 号

令和 5 年度射水市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度射水市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 2 号

令和 5 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度射水市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 3 号

令和 5 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度射水市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 4 号

令和 5 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度射水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 5 号

令和 5 年度射水市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度射水市水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 6 号

令和 5 年度射水市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度射水市下水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定第 7 号

令和 5 年度射水市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 4 項の規定により、
令和 5 年度射水市病院事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付けて
議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 30 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志